

## R6/1 月村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・行政書士村尾事務所  
労働保険事務組合 高松北部労務協会  
〒760-0007 高松市中央町8-10  
TEL087-835-1477 FAX835-1496

官庁申請代行・人事労務 ~頑張る企業支援~

健保・厚生年金保険・労災・雇用保険  
産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請等 官庁申請手続

就業規則等諸規程の整備、労務諸制度、給与計算  
労働紛争解決手続代理 行政不服申立

新年あけましておめでとうございます

本年も宜しくお願い申し上げます

元旦



### ● 近年の主な法改正です

【2019年】H31年R1年

(4月) 年次有給休暇の5日取得義務

【2020年】R2年

(4月) 賃金債権の時効見直し(2年→3年)

(4月) 労働時間上限規制

原則月45h、年360h、特別条項結ぶ場合  
月100h未満(休日労働含む)年720h未満。  
2~6か月平均80h以内(休日労働含む)

【2021年】R3年

(3月) 障害者法定雇用率の引き上げ(2.3%)

(4月) いわゆる同一労働同一賃金への対応

(4月) 子の看護休暇・介護休暇の時間単位付与

【2022年】R4年

(4月) パワハラ防止措置の義務

(4月) 育児休業等の個別周知義務

(10月) 産後パパ育休など育児休業制度改定

【2023年】R5年

(4月) 月60hを超える時間外(法定外の休日労働含む)の割増率引き上げ 25%→50%へ

【2024年】R6年

(4月) 建設業・運転手・医師の時間外上限基準適用猶予の廃止。(新36協定用紙)

(4月) 障害者法定雇用率の引き上げ2.5%、令和8年7月から2.7%

(4月) 労働条件明示のルール改正(労働条件通知書等労働契約の明確化)

(10月) 社会保険20時間基準の社保51人以上規模への拡大

### ● 時間外・休日労働の要件 三六協定

①就業規則または労働契約で「時間外、休日、深夜(22時~5時)労働など、指示命令ある旨規定しておくこと

②時間外等協定(三六協定届)を監督署に届けておくこと

上記2つの条件を整備していない場合の残業休日労働等の命令は、法律違反となります。但し、違反になっても残業等労働時間分の割増賃金は発生します。

### ● 三六協定 時間外上限基準

①原則; 時間外労働は月45h、年360h以内 (時間外+法定外休日労働)

②特別条項締結する場合; 年6箇月まで  
月100h未満 (時間外+休日労働)  
1年720h以内 (時間外労働のみ)

③2箇月から6箇月平均; 月80h以内  
(時間外+休日労働)

### ● 上限基準の例外 猶予措置の廃止(4月) (協定届新様式)

<建設業>; 上記①の原則適用及び②③上限基準が適用されることとなります。ただし、災害の復旧・復興の事業に関しては②の月100h未満及び③2~6箇月平均80時間以内とする規制は適用されません。

<運転手>; 上記①の原則適用。②特別条項を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間まで、②の月100h未満、③2~6箇月平均80時間以内とすること及び特別条項は年6箇月までという規制は適用されません。

<医師>; (副業・兼業先での労働時間も合わせて) 上記①の原則適用。②特別条項を締結する場合の時間外+休日労働の上限は、100h未満。ただし、100hに到達する前に面接指導により、必要な措置をとることを定めた場合は超えることも可能です。②の1年は、960hただし、インターバルの確保等措置をとる場合は超えて1,860h以内で定められます。

### ● 労働条件明示のルール改正(4月)

①就業場所・業務の変更の範囲

②更新上限の有無と内容

③無期転換申込機会

④無期転換後の労働条件

※書面等により明示が必要

記載例: モデル労働条件通知書・厚労省パンフ